平成２３年（フ）第１１３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷156番地24
債務者　岩﨑　良子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４０号
札幌市手稲区前田11条10丁目１番23号　ハイム佐藤１Ｆ
債務者　久保田　茂
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４号
埼玉県春日部市緑町４丁目13番３号緑町住宅１棟205号
債務者　野本　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
埼玉県草加市西町215番地７、旧住所埼玉県草加市氷川町688番地１ダイアパレス草加氷川町202号
債務者　渡邉　秀和
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市東開町５丁目１番２―104号　山田征美方、住民票上の住所北海道苫小牧市字沼ノ端951番地の38
債務者　山田　美博
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１６４２号
札幌市手稲区前田11条10丁目６番12号
債務者　三國　孝之
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井澤　慎次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４３号
札幌市手稲区前田11条10丁目６番12号
債務者　三國美恵子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井澤　慎次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８号
長崎県長崎市鳴見町24番地64
債務者　古巣　拓治
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
長崎県長崎市鳴見町24番地64
債務者　古巣　聖子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市日宇町2810番地41
債務者　藤永有美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
北海道夕張郡由仁町中央69番地
債務者　小坂　　禮
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５６号
埼玉県越谷市北越谷１丁目14番９号　シティハイツ北越谷202
債務者　新井　桂子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
埼玉県羽生市南羽生４丁目12番地１
債務者　小林　功治
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３９号
千葉市美浜区真砂５丁目16番４棟505号星方、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区中幸町３丁目26番地１　フロール川崎中幸町301
債務者　松本　直樹
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７５号
千葉市美浜区打瀬２丁目19番地　パティオス13番街525号
債務者　野口　京子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０１号
千葉県船橋市丸山５丁目38番５号　メゾン丸山101号
債務者　河井　友美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０２号
千葉県市川市相之川４丁目３番９―101号　ファミリー南行徳
債務者　田中　千晶
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係